

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

租税教育を行っています

皆さんは学校で、どの程度税金に関する授業を受けられたでしょうか。ほとんど受けたことがないというのが実感ではないでしょうか。

税金は取られるもの。できれば払いたくない。そう思っておられる方も多いと思います。でも、税金がなければ、この世の中はどうなるのか。税金のおかげで安心して暮らすことができるのであり、また、その税金をどういう方法で課税し、どれだけ払うのかを決めるのもわれわれ国民であるということを理解していただくために、税理士会は租税教育を行っています。

約10年前から各税理士会に所属する税理士が小中高校へ出向き、税金に関する授業を行っています。授業が終わった後のアンケートでは、「税金なんて、無い方がいいと思っていたけれど、社会に役立っていて、必要なものであるということがわかった」という回答が非常に多く見られます。そして、その活動は大学生や社会人を対象とするまでになっています。

税理士会では租税教育に関する専門部署を設け、租税教育用テキストを作成し、講師を担う税理士に研修を行い、レベルの維持向上を図っています。

税務の専門家である税理士が租税教育活動を行っていく意義は大きなものであると考えていますが、特別な授業ではなく、通常の授業で行うべきであるとの考えから、現在では教員養成大学と連携し、租税教育のできる教員を養成すべく、教員を目指す大学生に租税教育を行っています。

本年3月20日に税理士法が改正され、税理士会の会則に「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」を記載することが定められました。税理士会が長年取り組んできた租税教育が認められ、法律に明記されることになりました。

国民全員が税金の必要性を改めて認識し、その使われ方にも関心を持ってもらえるように、これからも、われわれ税理士は租税教育を行っていきます。